

役員報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人 山口県光・熊毛地区栽培漁業協会（以下「協会」という。）役員の報酬及び費用弁償（旅費）の支給については、この規程に定めるところによる。

(報酬の支給区分)

第2条 役員の報酬は、別表第1の区分による。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支給は、9月下旬と3月下旬に分割して支給するものとする。

第4条 報酬を受ける者が年の途中で就任し、又は退任した場合は、第2条に規定する額に365日分の在職日数に等しい数を乗じて得た額とする。ただし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員が職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、別表第2に掲げる額とする。

(その他)

第6条 役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は理事会の決議を経て、総会において承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

報酬区分表

職名	区分	金額	備考
会長	年額	600,000円	
理事	〃	50,000円	
監事	〃	50,000円	

別表第2 (第5条関係)

費用弁償区分表

交通費			日当		宿泊料(1日につき)	
鉄道賃	バス賃	電車	1日	半日	県内	県外
実費	実費	実費		支給しない	9,800円	10,900円